

## 国設藤前干潟鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定 に関する国民からの意見の募集について

概要： 環境省では、新規に国設藤前干潟鳥獣保護区を設定すること及び特別保護地区を指定することについて、広くこれに関する意見を募集する。

今回の鳥獣保護区設定及び特別保護地区の指定は、全国的及び国際的見地から渡り鳥の保護上重要な地域となっている藤前干潟において、鳥類の生息環境の保全を図ろうとするものである。

本文：

### 1 意見書提出手続き

#### (1) 問い合わせ先

- ・ 環境省自然環境局野生生物課計画係  
東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2  
電話：03 - 5521 - 8283
- ・ 環境省自然環境局中部地区自然保護事務所名古屋支所  
愛知県名古屋市中区丸の内2 - 2 - 15  
電話：052 - 229 - 8191
- ・ 環境省自然環境局中部地区自然保護事務所  
長野県南安曇郡安曇村124 - 7  
電話：0263 - 94 - 2024

#### (2) 資料入手方法等

国設藤前干潟鳥獣保護区の設定計画書(案)及び特別保護地区指定計画書(案)並びにこれらの区域図は、(1)の問い合わせ先において閲覧することができる。

環境省自然環境局野生生物課では、資料を配布する。

(郵送希望の場合はA4版の書類の入る140円分の切手を貼った返信用封筒を「〒100-8975 千代田区霞ヶ関1-2-2 環境省自然環境局野生生物課計画係」あてに「藤前干潟資料希望」と明記の上お送りください。)

なお、各計画書(案)については、環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp>)に掲載する。

#### (3) 意見募集期間

平成14年8月2日(金)から8月30日(金)まで

#### (4) 意見提出方法

意見様式による文書により、郵送、FAX（03-3581-7090）又は電子メール（shizen\_yasei@env.go.jp）

（５）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課計画係（担当：曾我部、石橋）

２ 設定及び指定計画の概要

（１）国設藤前鳥干潟鳥獣保護区

ア 所在地

愛知県名古屋市及び海部郡飛島村の伊勢湾最奥部に当たる、庄内川、新川、日光川の下流部及び河口干潟を中心とする区域（総面積 770ha）

イ 存続期間

平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

ウ 主な対象鳥獣

ハマシギ、トウネン、ダイゼン等のシギ・チドリ類及びガンカモ類

（２）国設藤前干潟鳥獣保護区特別保護地区

ア 所在地

愛知県名古屋市及び海部郡飛島村の伊勢湾最奥部に当たる庄内川、新川、日光川の河口干潟域（総面積 323ha）

イ 存続期間

平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

ウ 主な対象鳥獣

ハマシギ、トウネン、ダイゼン等のシギ・チドリ類

３ 主なスケジュール

平成 14 年 8 月 20 日（火）14:00 ~	公聴会開催
平成 14 年 9 月中旬	中央環境審議会への諮問
平成 14 年 9 月下旬	官報告示

連絡先： 環境省自然環境局野生生物課  
担 当： 曾我部、石橋（6465）